

【表紙】

【提出書類】 内部統制報告書

【根拠条文】 金融商品取引法第24条の4の4第1項

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 平成30年6月28日

【会社名】 前田道路株式会社

【英訳名】 MAEDA ROAD CONSTRUCTION CO., LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役社長 今 枝 良 三

【最高財務責任者の役職氏名】

【本店の所在の場所】 東京都品川区大崎1丁目11番3号

【縦覧に供する場所】 前田道路株式会社 西関東支店  
(横浜市中区不老町3丁目12番5号)

前田道路株式会社 中部支店  
(名古屋市中区栄5丁目25番25号)

前田道路株式会社 関西支店  
(大阪府中央区久太郎町2丁目5番30号)

株式会社東京証券取引所  
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)

## 1 【財務報告に係る内部統制の基本的枠組みに関する事項】

代表取締役社長今枝良三は、当社及び子会社（以下「当グループ」）の財務報告に係る内部統制の整備及び運用に責任を有しており、企業会計審議会の公表した「財務報告に係る内部統制の評価及び監査の基準並びに財務報告に係る内部統制の評価及び監査に関する実施基準の設定について（意見書）」に示されている内部統制の基本的枠組みに準拠して財務報告に係る内部統制を整備及び運用している。

なお、財務報告に係る内部統制をもってしても、財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性もある。

## 2 【評価の範囲、基準日及び評価手続に関する事項】

財務報告に係る内部統制の評価は、当事業年度の末日である平成30年3月31日を基準日として行われており、評価にあたっては、一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠した。

本評価においては、連結ベースでの財務報告全体に重要な影響を及ぼす全社的な内部統制の評価を行った上で、評価対象とする業務プロセスを選定している。当該業務プロセスの評価においては、選定された業務プロセスを分析した上で、財務報告の信頼性に重要な影響を及ぼす統制上の要点を識別し、当該統制上の要点について整備及び運用状況を評価することによって、内部統制の有効性に関する評価を行った。

財務報告に係る全社的な内部統制の評価範囲は、当社及び連結子会社について、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性は、金額的及び質的影響の重要性を考慮し決定した。その結果、当社及び連結子会社1社を選定した。

業務プロセスに係る内部統制の評価範囲は、当グループの事業について財務報告に対する金額的及び質的影響の重要性の観点から必要な範囲を決定した。その結果、主要事業である当社の建設事業及び製造・販売事業のほぼ全ての事業拠点を重要な事業拠点として選定した。選定した拠点においては、企業の事業目的に大きく関わる勘定科目として売上高、完成工事未収入金等及び未成工事支出金等に至る業務プロセスを評価対象とした。さらに、見積りや予測を伴う重要な勘定科目に係る業務プロセスを財務報告への影響を勘案して重要性の大きい業務プロセスとして評価対象に追加している。

## 3 【評価結果に関する事項】

上記の評価の結果、平成30年3月31日時点において、当グループの財務報告に係る内部統制は有効であると判断した。

## 4 【付記事項】

該当事項なし。

## 5 【特記事項】

該当事項なし。